

重要事項説明書

認定こども園 建国幼稚園

認定こども園 建国幼稚園 重要事項説明書

認定こども園 建国幼稚園

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人白頭学院
所 在 地	大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 3 番 1 3 号
電 話 番 号	06-6691-1231
代表者氏名	理事長 河相吉

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 建国幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 3 番 1 3 号
連 絡 先	電話番号 06-6691-1231（内線番号 4 番） 携帯番号 090-1401-6870 FAX 06-6606-4808
管 理 者	園長 金秀子
対 象 幼 児	満 3 歳以上の小学校就学前幼児及び保育を必要とする 満 3 歳未満 満 2 歳以上の幼児
利 用 定 員	< 1 号認定子ども > 満 3 歳以上の小学校就学前幼児のうち、2 号認定子ども以外の幼児 34 人 < 2 号認定子ども > 満 3 歳以上の小学校就学前幼児のうち、保育を必要とする幼児 24 人 < 3 号認定子ども > 満 3 歳未満で保育を必要とする幼児 6 人
開 設 年 月 日	2019 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051006718

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 園児の健康で丈夫な体づくりをしながら、基本的な生活習慣・食生活を楽しく身に着ける指導をしています。一人ひとりの個性を大切に尊重し、日本語・英語・韓国語の3ヶ国語を遊びながら身につけ、インターナショナルな語学環境を提供します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		9,375.16 m ² (併設小中高等学校含む)
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 6階建のうち1階
	延べ床面積	520.91 m ²
園 庭		地上園庭 431.84 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	0 室	
ほふく室	0 室	
保育室	4 室	チャイルド組（満2, 3歳児クラス）、ムゲンファ組（3歳児クラス）、チンダル組（4歳児クラス）、ケリ組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	別棟共用
医務室	1 室	別当共用
便所(子供用)	1 室	
便所(大人用)	1 室	
倉庫	3 室	
その他		
計		520.91 m ²

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

(4) その他

一時預かりや土曜保育について「7.※注および」「8.※注 1 ※注 2 ※注 3」を参照のこと。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2025 年 4 月 1 日（予定）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を司り、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、園長不在時等は園長に代わって所属職員を監督	1	1		
指導教諭	現場にて教諭を指導	2	2		
教諭	園児の保育・教育を担当	8	8	1	
事務職員	事務・会計を担当	3	2	1	
運転士	スクールバスの運行を担当	1	1		他委託 5

当園では、「大阪市幼保連携型こども園以外の認定こども園の要件を定める条例（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主任教諭	正規の勤務時間帯（7：00～18：40）
幼稚園教諭	正規の勤務時間帯（7：00～18：40）
事務職	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
運転士	正規の勤務時間帯（6：00～16：30）

- ※ 教諭は、上記の時間帯の中でローテーション・フレックス勤務を実施しています。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、2号認定子ども以外の幼児	土曜日（※注）、日曜日、祝祭日、春、夏、冬期の長期休業日、創立記念日（5月31日）及び園で決めた休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、保育を必要とする幼児	日曜日、祝祭日及び盆休み、年末年始（12月29日から翌年1月5日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする幼児（但し満2歳以上に限る）	

（※注）原則第2.4土曜日 行事により変更有。土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますので御相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね6時間程度）	8:30～15:00（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7:30～18:30（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8:30～16:30（※注3）

（※注1）15時を超えて18時まで保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください。

（別途利用者負担が必要となります）

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（※注3）8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要

な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

- ・給食は自園調理（調理業務は株式会社ABCメディカルフーズが行います。）
- ・間食は園にて提供します。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
2歳児	9時20分頃	11時20分頃	15時40分頃	必要に応じて
3歳児		11時20分頃	15時40分頃	
4歳児		11時20分頃	15時40分頃	
5歳児		11時20分頃	15時40分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去及び代替食で対応（必ず、診断書が必要です。）

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料→3号認定のみ）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いください。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育の室の向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いをお願いしています。

11 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

入所申込みの後、面談により入所決定し、大阪市より支給認定を受け教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 園医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	住友病院
医院長名又は医師名	南 知宏
所在地	大阪市北区中之島 5-3-20
電話番号	06-6443-1261

(2) 歯科

医療機関の名称	吉田歯科医院
医院長名又は医師名	吉田政聖
所在地	大阪市西成区天下茶屋東 2-15-3
電話番号	06-6658-7788

(3) 薬剤師

医療機関の名称	医療法人 えいしん会
医院長名又は医師名	中井 裕士
所在地	大阪府松原市松ヶ丘 1-3-13
電話番号	072-426-7777

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡をし、園医の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有

	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 金 弘明 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 ・電話番号 0 6 - 6 6 9 1 - 1 2 3 4 (内線番号 1) F A X 0 6 - 6 6 0 6 - 4 8 0 8 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園総合保障制度保険(JK 保険)
保険の内容	身体 1 名 1 億円、財物 1,000 万円
保険金額	10,275 円

19 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定 子ども	3 歳児	8 人	12 人	5 人
	4 歳児	8 人	13 人	8 人
	5 歳児	15 人	11 人	13 人
2・3 号認定 子ども	0 歳児	..人	..人	..人
	1 歳児	..人	..人	..人
	2 歳児	5 人	6 人	6 人
	3 歳児	7 人	6 人	8 人
	4 歳児	7 人	8 人	8 人
	5 歳児	6 人	10 人	8 人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施していない	
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページにて公表

21 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表（上乗せ徴収・実費徴収）

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分）

入園手続き金	35,000 円（面談・資料・手続きに関する諸経費）
施設整備費	12,000 円
教育活動費	35,000 円（遠足、観劇等行事費、教材費）
給食費	7,800 円（主食費 3,400 円、副食費 4,400 円）
建国祭賛助金	5,000 円（運動会・生活発表会などの賛助金）

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金（延長保育・預かり保育）

・保育短時間認定に係る時間外保育料

ア 2・3号認定おやつ代1回利用毎に300円（15時30分）

イ 16時30分から18時30分まで利用した場合 1回あたり 400円

・1号認定延長保育

ア 15時から16時30分まで、600円（おやつ代300円を含む。）

イ 16時30分から18時まで、300円

(2) 送迎用園バス代（車両費、燃料費） 月額 5,500 円

(3) 1.2号認定5歳児のみ（実費徴収）

卒園時経費積立金 25,000 円（アルバム、記念品）

特別活動費 10,000 円（お泊り保育費、卒園遠足代）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。